

春日井市渇水対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市渇水対策本部（以下「本部」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害の発生するおそれがある場合にこれに対処し、応急かつ総合的な対策を実施するため本部を設置する。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合的な渇水対策を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 給水状況及び水源状況等の情報を収集すること。
- (3) 相互応援に係る連絡調整及び応援要請に関すること。
- (4) その他渇水対策に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長1名、副本部長2名及び委員若干名をもって組織する。

- (1) 本部長は、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）をもって充てる。
- (2) 本部長は、会務を総理する。
- (3) 副本部長は、副市長をもって充てる。
- (4) 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- (5) 本部委員は、市長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要に応じて関係機関に対し会議への出席を求めることがある。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、上下水道部上下水道経営課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。